

「熊本県土木部工事成績評定通知実施要領」新旧比較表

NO.1

現行	改正案
<p style="text-align: center;">熊本県土木部工事成績評定通知実施要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、工事成績について、「熊本県請負工事成績評定要領」(平成15年2月26日付け土技第1224号。平成22年4月1日改正。以下「評定要領」という。)第8条又は第9条の通知、第10条の回答及び公表に関する事項を定める。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 工事成績評定の通知の対象とする工事は、評定要領第2条に規定された評定の対象のうち、熊本県土木部、地域振興局土木部及び所属出先機関(以下「土木部等」という。)が所管する請負工事とする。</p> <p>(評定結果の通知)</p> <p>第3条 土木部長、地域振興局長及び所属出先機関の長(以下「土木部長等」という。)は、評定者からしゅん工(一部しゅん工を除く。)における評定要領第7条に定める評定表等の提出があった場合は、当該工事の受注者に評定点を速やかに別記様式第1により通知するものとする。</p> <p>また、評定要領第9条の規定に基づき評定を修正した場合についても同様とする。</p>	<p style="text-align: center;">熊本県土木部工事成績評定通知実施要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、工事成績について、「熊本県請負工事成績評定要領」(平成15年2月26日付け土技第1224号。平成22年4月1日改正。以下「評定要領」という。)第8条又は第9条の通知、第10条の回答及び公表に関する事項を定める。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 工事成績評定の通知の対象とする工事は、評定要領第2条に規定された評定の対象のうち、熊本県土木部、広域本部土木部、地域振興局土木部及び所属出先機関(以下「土木部等」という。)が所管する請負工事とする。</p> <p>(評定結果の通知)</p> <p>第3条 土木部長、広域本部長、地域振興局長及び所属出先機関の長(以下「土木部長等」という。)は、評定者からしゅん工(一部しゅん工を除く。)における評定要領第7条に定める評定表等の提出があった場合は、当該工事の受注者に評定点を速やかに別記様式第1により通知するものとする。</p> <p>また、評定要領第9条の規定に基づき評定を修正した場合についても同様とする。</p>

現行	改正案
<p>(説明請求等)</p> <p>第4条 前条の通知を受けた者は、評定要領第10条の規定により、土木部長等に評定点等について説明を求められるものとする。</p> <p>2 前条の書面の提出先は、第3条の通知を行った土木部長等とする。</p> <p>3 土木部長等は、評定点等の通知を受けた受注者から評定点等についての説明を求められた場合、速やかに別記様式第2により回答するものとする。</p> <p>(評定結果等の公表)</p> <p>第5条 土木部長等は第3条による通知をした場合には、前条に定める説明請求期間後速やかに公表するものとする。</p> <p>2 公表については、第3条による別記様式第1(別表1を含む)の複写を本庁契約分については県庁新館行政棟情報プラザで、地域振興局及び出先機関契約分については土木部技術管理課及び当該出先機関の技術管理(担当)課において閲覧方式により次年度末まで公表するものとする。</p> <p>3 閲覧する場合は、別記様式第3に定める熊本県土木部請負工事成績評定閲覧簿に必要事項を記載するものとする。</p>	<p>(説明請求等)</p> <p>第4条 前条の通知を受けた者は、評定要領第10条の規定により、土木部長等に評定点等に関する疑義内容を具体的に記載した書面により、説明を求められるものとする。</p> <p>2 第1項の書面の提出先は、第3条の通知を行った土木部長等とする。</p> <p>3 土木部長等は、評定点等の通知を受けた受注者から評定点等についての説明を求められた場合、速やかに別記様式第2により回答するものとする。</p> <p>(評定結果等の公表)</p> <p>第5条 土木部長等は第3条による通知をした場合には、前条に定める説明請求期間後速やかに公表するものとする。</p> <p>2 公表については、第3条による別記様式第1(別表1を含む)の複写を本庁契約分については県庁新館行政棟情報プラザで、広域本部、地域振興局及び出先機関契約分については土木部技術管理課及び当該出先機関の技術管理(担当)課において閲覧方式により次年度末まで公表するものとする。</p> <p>3 閲覧する場合は、別記様式第3に定める熊本県土木部請負工事成績評定閲覧簿に必要事項を記載するものとする。</p>

現行	改正案
<p>(熊本県土木部工事等成績評定評価委員会)</p> <p>第6条 土木部長等は、第4条の回答をする場合、熊本県土木部工事等成績評定評価委員会（以下「評価委員会」という。）に意見を求めることができる。</p> <p>2 前項の評価委員会は、別に定める要領に基づき設置するものとする。</p> <p>附 則 この要領は平成15年4月1日から適用する</p> <p>附 則 この要領は平成22年4月1日から適用する</p> <p>附 則 この要領は平成23年4月1日から適用する</p>	<p>(熊本県土木部工事等成績評定評価委員会)</p> <p>第6条 土木部長等は、第4条の回答をする場合、熊本県土木部工事等成績評定評価委員会（以下「評価委員会」という。）に意見を求めることができる。</p> <p>2 前項の評価委員会は、別に定める要領に基づき設置するものとする。</p> <p>附 則 この要領は平成15年4月1日から適用する</p> <p>附 則 この要領は平成22年4月1日から適用する</p> <p>附 則 この要領は平成23年4月1日から適用する</p> <p>附 則 この要領は令和2年4月1日から適用する</p>